

ID: 300

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 道路・公園課

処分の概要	使用料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市都市公園条例施行規則 第11条ただし書		
例 規 番 号	昭和40年規則第16号		
【根拠条文】 (使用料の不還等) 第11条 既に納付した使用料は還付しない。ただし、使用者の責めに帰することのできない理由によつて、許可に係る行為をすることができなくなつた場合、その他市長が特に必要と認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	20日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日